

令和4年度老人福祉施設指導監査の実施結果

養護老人ホーム・軽費老人ホーム・特別養護老人ホーム

所 管 施 設 数	27施設
指導監査実施施設数	15施設
文書指摘を行った施設数	1施設
指 摘 事 項	指摘件数
人員	
職員の配置	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者に対し、職員数が不十分 ・ 必要な専門職が不十分 ・ 専門職が必要な資格を有していない 	
設備	
設備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的に沿った仕様になっていない【目視】 	
運営	
1	
運営規程	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営における重要事項（別表）が不十分 	
非常災害対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害（火災、風水害、地震等）対応に係るマニュアルが不十分 ・ 非常災害時の連絡網等の用意が不十分 ・ 防火管理に関する責任者を定めていない ・ 消火・避難訓練が不十分 	
記録	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成のための具体的なサービス内容の記載が不十分 ・ 日々のサービスの具体的な内容や入所者の心身の状況等の記録が不十分 	
施設長	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長が常勤専従でない、兼務の場合兼務体制が不十分 	
入退所	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていない ・ 多職種の定期的な協議・検討が不十分 	
処遇に関する計画	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の状況や希望等を踏まえた処遇に関する計画が不十分 ・ 処遇に関する計画の本人や家族への説明・同意が不十分 ・ 達成状況に基づく新たな処遇に関する計画が不十分 	
処遇方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急やむを得ない場合以外で、身体拘束・行動制限が行われている ・ 身体拘束等の適正化が不十分 ・ 身体拘束をしている場合の家族等への確認が不十分 	
介護	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴回数・褥瘡予防体制が不十分 	
入所者の入院期間中の取扱い	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な便宜の供与が不十分 	
緊急時等の対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時対応マニュアル等の整備が不十分 ・ 緊急事態が発生した場合の配置医師との連携が不十分 	
勤務体制の確保等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の勤務体制が定められていない ・ サービス提供が施設の職員によって行われていない（養護老人ホーム除く） ・ 入所者の処遇に直接影響する業務を委託している ・ 研修の機会の確保が不十分 ・ 認知症介護に係る基礎的研修が不十分 ・ セクハラ・パワハラ防止に向けた措置が不十分 	

令和4年度老人福祉施設指導監査の実施結果

養護老人ホーム・軽費老人ホーム・特別養護老人ホーム

所 管 施 設 数	27施設
指導監査実施施設数	15施設
文書指摘を行った施設数	1施設
指 摘 事 項	指摘件数
業務継続計画の策定等	
・ サービスの継続実施・業務再開の計画の策定及び措置が不十分	
・ 職員への計画の周知、研修及び訓練が不十分	
・ 計画の見直しが行われていない	
定員の遵守	
・ 入所定員又はユニットごとの入居定員を上回っている	
衛生管理等	
・ 保健所との連携が不十分	
・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の対策が不十分	
・ 感染症予防等の委員会が3か月に1回開催されていない	
・ 職員の感染罹患状況や健康状態の確認が不十分	
秘密保持等	
・ 入所者及び家族からの同意が不十分	
・ 職員（退職者を含む）による入所者の秘密保持の誓約が不十分	
苦情処理	
・ 苦情受付の窓口がない	
・ 苦情の受付、内容等の記録、保管が不十分	
・ 苦情内容を踏まえたサービスの質向上の取組が不十分	
事故発生の防止及び発生時の対応	
・ 事故発生時の対応方法が定まっていない	
・ 市町村、家族等への報告が不十分	
・ 事故状況、対応経過の記録が不十分	
・ 速やかに賠償を行うための対策が不十分	
・ 再発防止のための取組が不十分	
・ 委員会及び職員への研修が定期的に行われていない	
・ 上記の措置の担当者が設置されていない	
虐待の防止	
・ 委員会の定期的開催や職員への周知が不十分	1
・ 虐待の発生・再発防止の指針の整備が不十分	
・ 職員への研修が不十分	1
・ 上記の措置の担当者が設置されていない	
合 計	1